



みのる法律事務所便り
令和5年11月第403号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950



い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

151

法律に 従うだけでは 足りません



倫理によって 生きるべきです

令和5(2023)年11月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

法律は「社会秩序を守るために、国が国民に対して、従わなければならないと定めたきまり」です。短く詰めて言えば「国民に対する国の命令」です。

倫理は「人としてこうでなければならないと考えられる生き方のきまり」です。短く詰めて言えば「人間の生き方の手本」です。

「人間は、法律に従うだけではなく、倫理に従って生きたい」という思いに至っています。

国民に対する国の命令に従うだけではなく、人間の生き方の手本である倫理に従って生きたいという思いに至っています。

弁護士生活50年、倫理法人会会員になって20年を超え、そんな思いに至り『倫理と法律』という駄弁本を発行しました。

1人でも多くの人に読んで戴きたく、読んで下さる人に差し上げるものです。

いなべんだべんく
田舎弁護士の駄弁句 (152)

エーアイ まか
AIに任せられない 任せない



人の幸福 倫理と法で

令和5(2023)年11月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

人工知能(AI=Artificial Intelligence:人工的な知能)の進歩は著しく、このままでは直ぐにでも人間の知能を超えそうです。人間はAIによって支配されてしまう時代が来ないとは言いきれません。

戦争もAIによって行われ、核のボタンを押すかどうかもAIによって決められることになりかねません。

AIによって人間が支配されることのないように、倫理と法律とは、その役割を十分に果たさなければなりません。

人間の生き方の手本である倫理と、これはしてはならないという命令である法律とによってAIをコントロールしなければならないのです。

何が人間の幸福か、その幸福を実現するためには人間はどう生きるべきか、などという人の幸福に関する問題はAIに任せてはならないのです。

人の幸福問題は、倫理に従い法によって決めるべきことであり、AIに任せてはならないのです。

新刊書『倫理と法律』の謹呈と紹介

私は、宮城県気仙沼市倫理法人会、岩手県一関市倫理法人会、東京都江東区倫理法人会の会員です。

満61歳から、70歳までの10年間、慢性腎不全症^{まんせいじんふぜんしょう}のため薬物療法、食事療法、人工透析療法^{じんこうとうせき}、生体腎移植療法^{せいたいじんいしょく}を体験しました。その経験を『患者と妻の全治療体験記』全7巻をはじめ、20冊の駄弁本にして発刊したり、全国で講演をしました。NHKテレビの『ためしてガッテン』で紹介され、国内外で放映されたこともあり、マスコミでも取り上げられました。

全国各地の倫理法人会からも講演依頼があり、各地の倫理法人会を回って講演をさせて戴きました。特に縁の深い気仙沼市、一関市、東京都江東区の3会の倫理法人会に入会させてもらいました。

70歳で妻から腎臓の提供を受け、健常者と変わらない状態に戻りました。生業^{なりわい}である弁護士業に完全復活すると同時に「人間はどう生きるべきか」という問題意識をもって、駄弁本の発行に明け暮れるようになり、時間が足りなくなり、講演活動^{じしゅく}は自粛することが多くなっていました。

ところが、令和5(2023)年に入り、江東区倫理法人会に入会した当時の江東区倫理法人会会長だった本橋健司氏^{もとばしけんじ}(現同会顧問^{ごもん})より、同会のモーニングセミナーで講演するように要請がありました。これまでの同氏との関係を考えれば、何を置いても応じなければと考え、承諾しました。

弁護士としては50年を超え、倫理法人会の会員としては20年を超えましたので、この機会に倫理と法律に関する考えを冊子にまとめてみることにしました。江

東区倫理法人会の講演は、令和5(2023)年11月12日ですので、その前に発刊することにし、出版社、製本会社に急いでもらい、同月1日に発刊することができました。

倫理法人会の皆様はじめ、多くの方に読んで戴きたく、無料配布するものです。この事務所便りを読んで下さっている皆様には、いつものようにイの一番にお読み戴きたくて、謹呈させて戴くこととし、この事務所便りと一緒にお送りします。

次から次へと駄弁本を送り付けていますので、全部を読み切ることは難しいと思いますので、「はじめに」と「おわりに」の部分をこの事務所便りに転載しますので、そこだけでもお読み下さい。興味が湧いたら、目次を見て戴き、さらに興味が湧いたら中身の方も読んで下さい。



はじめに

－倫理法人会の会員である弁護士の倫理と法律に関する思い－

私は、倫理法人会の会員です。職業は弁護士です。倫理法人会の会員としては、20年となります。弁護士としては、50年を超えました。

以前より倫理と法律とは、どのような関係にあるかを考えていました。老人となり暇潰しひまつぶに『倫理と法律』というタイトルで、倫理と法律に関する個人的な意見を、むだなおしゃべりである駄弁というレベルですが、小冊子にして発行してみます。

特に倫理法人会の会員と若い弁護士や裁判官や検察官や議員等の皆様にお読み戴きたいという思いで書くものですが、どなたでも生き方に関心のある方に、

「法律に従うだけではなく、倫理に従って生きたい」という思いを伝えられたら望外の喜びです。

ばれい
馬齢を重ねただけの老人のひとり善がりだとは思いますが、自分の思っていることを大胆率直に述べてみます。



おわりに

－人間の幸せは倫理と法律が実現する－

倫理と法律について、倫理法人会の会員という立場と、弁護士という立場を持つ身として、気が付いたことをランダム(手あたりしだい)に述べてみました。最後に行き着いたところは、倫理も法律も「人間の幸せを実現させる」という目的で一致しているということでした。

倫理も法律も人知、つまり人間の知恵や知識によって生み出されたものですが、人知は、「人間の幸せを実現させる」ことこそ、その究極の目的としています。倫理も法律も人間の幸せを実現するためにはどうしたらよいかを、考えなければならぬのです。それこそ人間として、誰もが考えなければならぬことなのです。

ところが、人間以外に意思を持ち、人間の心をよむ人工知能(AI)が出現し、その進歩は目を見張るものがあり、AI が人知を超える時代が近い将来に到来しそうです。そのような時代が来たとしても、人間は AI に支配されてはならないという領域があります。

それは、倫理と法律が究極の目的としている「人間の幸せを実現させる」という領域です。この領域は、AI に支配されてはならないのです。AI は、この領域に入

り込んではいけませんし、入り込ませてはいけません。AI に倫理と法律は支配されてはいけません。

倫理と法律は、AI に限らず、他国を武力で侵害する政治家や、国や、ウイルスなどの存在のように、「人間の幸せを実現させる」という目的に反するものに対し、立ち向かう最高最大の力とならなければならないのです。

倫理と法律は、この先、どのように世の中が変わろうとも、「人間の幸せを実現させる」という目的に向かって、一致団結し続けなければならないのです。倫理と法律は、人間の幸せを実現させる究極の方法であり、人間の幸せを実現させる最後の砦^{とりで}なのです。人間の幸せは、倫理と法律が守らなければならないのです。

令和5(2023)年9月24日

於 グランルーム102号室

いなべんちだみのる
田舎弁護士 千田 實



老人生活支援ネットワークからの報告 —ネットワークは情報を提供したいのです—

1年前にネットワークを立ち上げ、『自立する老人生活を支援するネットワーク』と題する駄弁本を発行しました。そこからネットワークの活動は、開始しました。

ネットワークは、人生100年時代の今日の社会において、自分自身が国や地方という公的機関や介護を商売とする企業の手によって、介護をしてもらわなければならない身になるまでは、自立して生活している老人生活を応援したいという思いで立ち上げました。ですが、これまで、ネットワークとしてはこれという具体的な活動はしていません。

ネットワークは、まず自分自身が一日も長く自立した老人生活をわくわくするよう楽しんで続け、その体験によって得た他人のためにも役立つような情報を提供することによって、自立する老人生活を支援しようという思いを持ち続けてきました。まず自分がやってみて、その体験を伝えたいという思いでやってきました。

これまで自分自身が老人生活を楽しむためには、どう生きたらよいかを考え続けてきました。それを見付けた上で、他人のためにどのような活動をし、どのような存在になっていくべきかを考えてきました。他人を幸福にするためには、まず自分自身が幸福な老人生活を送る方法を見付け出さなければならないと考えたのです。

そんな思いで1年が経過した今、ネットワークは、自立する老人生活を支援するのに役立つ情報、つまり、自立する老人が判断や行動をするときに役立つ知識や知恵を提供する情報提供ネットワークとなるべきだという思いに至りました。まず

自分が幸せな老人生活を見付け、その情報を自立して生活する老人に届けることにしました。

それが、今のネットワークにできる活動であり、今のネットワークの能力に相応しい活動だという思いに至りました。

それが、今のネットワークの身の丈に合った活動方法だと確信するに至りました。ネットワークを立ち上げた田舎弁護士には、160冊を超える駄弁本の発行という情報提供の実績があります。情報提供ならこれまでもやってきました。これからもやれそうです。

ネットワークは、自立する老人生活を支援することに役立つ情報を提供し続けます。

この事務所便りの次号令和5年12月第404号では、『パートナーを見付けよう』という情報を提供しようと準備しています。

老人となっても自立して生活している独身男性と独身女性は、2人1組となって互いに愛し合い、支援し合うことは、絶大な効力があるということ、世の中はそのようなパートナーを応援する必要があるということ、パートナーが良好な関係を続けるためのこつ(ルール)を知らせる情報です。楽しみにお待ち下さい。

